

川内看護専門学校奨学資金の概要

1. 返済免除

- ・看護師免許取得後、本院に勤務する期間が1ヶ月経過するごとに36分の1(3年間)に相当する額の返済を免除する

2. 期間前退職

- ・就職後3年未満で退職した場合は、免除月数に不足する月数分を返済
- ・返済期間は、免除月数に不足する期間内

3. 退学の場合

- ・自己都合による退学の場合は貸与した金額を返済
- ・返済期間は在学月数に相当する期間内

4. 返済猶予

- ・学校をやむを得ない都合及び病院の事情により雇用ができなくなった場合
- ・猶予期間については協議の上決定

5. 連帯保証人

- ・連帯保証人1人(未成年者の場合は、親権者又は法定代理人を立てる)

※貸与額、その他質問等ある場合は、森園病院(TEL:0996-23-3125)までお電話ください。